

ユアサイドニュース 6月号

新型コロナウイルス感染症の件で様々な対応に追われ、例年通りスムーズにお手続きが進まなかった事業所様も多くいらっしゃるかと思います。そんな中、今回は社会保険の適正なお手続きを行うために、扶養の認定要件について改めて確認をして行きたいと思っております。また 2020 年 4 月 1 日より被扶養者の認定要件に新たに国内居住要件が加わりましたので合わせてご確認下さい。以下、混同されやすい税法上の扶養要件と比較して、記載しております。

	税法上	社会保険上
対象になる家族の範囲	6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族 戸籍上の親族、同居要件なし。	・直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹 (同居別居問わず) ・被保険者の 3 親等内の親族(同居のみ)。
扶養対象になる年齢	16 歳以上	75 歳未満
扶養される方の収入	原則、収入が 103 万円以下 (年金収入のみ(公的年金)で 65 歳未満→年間 108 万円以下 65 歳以上→年間 158 万円以下)	≪収入要件≫ 130 万円未満(60 歳以上・障害厚生年金受給相当の障害者の方は 180 万円未満) ≪同居要件≫ 上記収入要件+被保険者の年収の 2 分の 1 未満であること。 別居の場合は上記収入要件+被保険者の仕送り額より低い収入であること。
収入(所得)の範囲	遺族年金や障害年金、雇用保険法による失業等給付、労基法第 76 条による休業補償(災害補償)等、非課税は含まない。 不動産の売却益等一時的なものを含む	課税非課税問わず継続して得られるすべての収入 (年金、失業給付、傷病手当、出産手当、休業手当も含む) 不動産の売却益等一時的なものは含まない
年間収入の算定期間	1 月 1 日～12 月 31 日	扶養になってから将来に向かって 1 年間
国内居住要件	なし	あり

社会保険においては、国内居住要件が加わり、外国に住む親族が扶養から外されてしまうこととなります。ただし、日本に生活の基礎があると認められる者に関しては例外的に要件を満たすこととされています。下記例外に該当する事例を記載致しましたのでご確認下さい。

- ・外国において留学をする学生
- ・外国に赴任する被保険者に同行する者
- ・観光・ボランティア活動等で一時的に渡航する者
- ・被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者と身分関係が生じた者
- ・上記 4 点のほか、渡航目的その他の事情を鑑み日本に生活の基礎があると認められる者

申請には添付資料が必要な場合がありますので、ご不明点は各担当にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化に伴い、雇用情勢の悪化も懸念されております。扶養追加のお手続きの際は収入要件に失業給付が含まれる点に特にご注意下さい。